

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和2年4月7日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地（仮称）大津びわこ競輪場跡地商業施設 大津市二本松字立原48番1ほか11筆
- 2 意見の概要 大津市からの意見
 - (1) 地元の学区自治連合会長および自治会長に事業内容および交通渋滞対策を説明されたい。また、当該自治会等からの要望があれば、適切な対応をお願いしたい。
 - (2) 青少年の健全育成の見地から、具体的な防犯対策を講じられたい。また、地域住民や関係団体が行う、青少年の健全育成に向けた諸活動に対しては、事業者の責務として積極的に協力をされたい。
 - (3) 当該施設への車両の出入りについて、誤入退場が発生しないよう対策を講じられたい。
 - (4) 変更の届出があった当該出口に面する道路は、志賀小学校、皇子山中学校の校区であることから、児童・生徒の登下校時における車両等の出入りに際し、交通誘導員を配置する等の十分な安全対策を図られたい。
- 3 意見の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町3-1
 - (2) 縦覧期間 令和2年4月7日から令和2年5月7日まで